



特定社会保険労務士

ヒライ先生の

Q&A

〈PROFILE〉 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

〈現在〉 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

ストレスチェックの義務化

Q

労働安全衛生法が改正になり、医師、保健師などによるストレスチェックの実施が事業者に義務付けられたと聞きましたが、詳しい内容や実施時期を教えてください。

A

今回新設されたストレスチェック制度の主なポイントは以下の2つです。なお、この改正法の施行は公布後1年半以内です。平成26年6月25日に公布されていますので、遅くとも平成27年末までには改正法がスタートすることになります。

1. 医師、保健師などによるストレスチェックの実施を事業者が義務付ける。(ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。)
2. 事業者はストレスチェックの結果を従業員に通知し、従業員が希望した場合には医師による面接指導を実施する。

ワンポイント・アドバイス

近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が高くなっています。精神障害を原因とする労災給付の支給決定の件数も年々増加している状況にあり、メンタルヘルス対策を強化することを目的に、今回の法改正は行われました。

ストレスチェックの標準的な項目は、厚生労働省が今後策定する省令・指針等で定められることとなりますが、厚生労働省から例として過去に示された9問の簡易ストレスチェックの項目では、「ひどく疲れた」、「へとへとだ」、「だるい」、「気がはりつめている」、「不安だ」、「落ち着かない」、「ゆううつだ」、「何をするのも面倒だ」、「気分が晴れない」等となっております。

なお、一般健康診断では、健康診断結果は事業者へ通知されませんが、ストレスチェックの結果は、プライバシー保護により、検査結果は医師または保健師から労働者に直接通知され、労働者の同意を得ずに検査結果を事業者へ提供することはできないこと

となっております。

事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置を講じなければなりません。

【参考】

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行った医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。

3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であって、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。